

2019 年度

2019 年 11 月 16 日

札幌聴覚障害者協会手話通訳者研修会



司法場面における 手話通訳研修 1日目



11 月になり肌寒さを超えて、朝の冷え込みも増してきました。皆さまは、インフルエンザの予防接種はお済でしょうか？日々、体調に留意され健康に気をつけてほしいと思います。

2019 年度の司法研修会に参加していただきありがとうございます。今回の研修会では過去の刑事事件（ろう者）を知り、ろう者の裁判に於ける手話通訳保障を改めて考えたいと企画しました。

11 月 16 日夜間（一般公開）は、甲南大学法科大学院教授院長渡辺顕修氏（弁護士）をお迎えして、『ろう者・手話・刑事裁判を考える～障害被告「おっちゃん」の裁判を原点として』と題して講演をしていただきます。

皆さん、この 39 年前の事件をご存知でしょうか？

1980 年 8 月末、おっちゃんの事件が発生し、逮捕され、9 月 27 日に“600 円の窃盗事件”として起訴されました。振り返ると、私は 1981 年札幌市手話講習会に通い手話を楽しく学習し始めた頃であり、岡山県の窃盗事件については、テレビ（ニュース）で知りました。当時はその事件がどのように継続され、全国の支援を受けて終結したのか等、私自身、曖昧な記憶しかなく、最高裁の闘いとなっていたこともわからず、ただ「耳の不自由な方に手話が通じない」ということがどういうことなのか、手話通訳保障について考えるきっかけにもなりませんでした。

今回の研修会では、その当時を知る渡辺氏に事件について説明していただき、再度、おっちゃんの事件に学び、現在の刑事訴訟に於ける警察署や検察庁の捜査機関の取調べや、裁判所（公判）での手話通訳保障について検証していくことを目的としています。

私たちは手話通訳のはじまりは、司法分野からであると学習しました。現在は、手話通訳者養成講座や各研修会の場で刑事事件である“蛇の目寿司事件”（東京都中野区 1965 年 9 月）（傷害致死）を学習する機会がありますが、この公判では裁判の進め方が大きな問題（障害者差別）として、全国的なろうあ運動としての取り組みとなりました。

この事件は手話に対する偏見と社会の無理解が背景にあり、公判の通訳保障が課題となりました。被告人（2名）のコミュニケーション手段は唯一手話でした。被告人は法廷で自分が伝えようとする内容に比べて手話通訳者の発言が短く、正確に伝えられていないではという不信感により、手話通訳者の交代を何度も申し出をしましたが、結果として通訳人は「まとめて通訳した」と回答したのです。

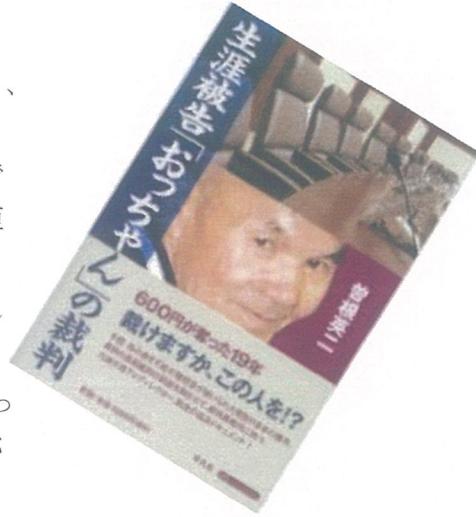
手話通訳保障については、54年前の司法場面から始まっていますが、現在はどのように課題が整理され通訳保障が行われているのでしょうか。

2009年5月より“裁判員制度”がスタートし10年目となります。プロの裁判官3名と市民6名による審理・評議により判決が言い渡されますが、被告人（障害者）に対して、社会の差別や偏見意識が影響されることなく、背景をしっかりと理解してほしいと思います。怖いことです。

私たち手話通訳者・手話通訳士として活動する中で、ろう者の障害に対して一番の理解者として、人権を擁護し尊重することが必須であり、そのためには日々通訳集団の中で倫理感も技術の研鑽も重要であります。毎年の研修会には、司法関係者やろう者の支援に関わる専門職の方々の参加もあります。通訳場面を通して、ろう者の支援に対して連携を深めていくことが大切だと思います。

下記は、おっちゃんの事件（裁判経緯）を記載します。よろしくお願ひします。

（渋谷記）



■16日 講演に関わる情報

【参考】 生涯被告「おっちゃん」の裁判 ~600円が奪った19年~ 曾根英二著

◇おっちゃん 森本一昭元被告の略歴と裁判の経緯

1935年2月 名古屋市内に生まれる

1948年 13歳 聾学校に入学するも鉄屑拾いなどで放校処分され、その後学歴なし

1980年 45歳 8~9月 岡山市内二つの鉄工所で事務所荒らし事件発生

9月 600円の窃盗罪で起訴

11月 19日 国選弁護人 水谷賢弁護士接見

11月 25日 簡易裁判所 初公判

→通訳人選任 人定質問で住所、本籍等通訳できず

12月 2日

第2回公判 岡山地裁に移送手続き 簡裁と地裁の概念通訳できず

12月 23日

第3回公判 岡山地方裁判所 初公判

1981年

1月 9日

第4回公判 通訳人「黙秘権の意味は伝わらない」と証言

→通訳人 被告人は「黙りなさい」ということは分かるが「黙っていて

もいいですよ」「答えなくてもよろしい」とか「黙っていたければ、ずっと黙っていてもよろしい」というようなことは通じない

→弁護側 被告は首を縦に振ったが、起訴状の事実を認めたとは考えられない

1月 19日

第5回公判 弁護人「黙秘権告知などの権利が保障されていないから起訴は無効」と主張

2月 13日

第6回公判 檢察「自白に信用性があり、起訴は妥当」と主張

11月 10日 支援者の一人が身元引受人となり、釈放となり新生活が始まる

1984年 49歳

9月 3日

第44回公判 通訳人証拠調べ 「被告人は法廷内のやり取りがほとんどできていない。できていたとしても、それをはかる物差しがない」と証言

1985年 50歳

2月 21日

第46回公判 通訳人 被告人は「言いなさい」「黙りなさい」は分かるが、「言いたくなければ」ということは分かりにくい。

1987年 52歳

2月

第63回公判 檢察 懲役1年を求刑

第64回公判 最終弁論「健常者の論理で裁かれてはならない。刑事訴訟が身振り手振りによる意思疎通をもって通訳がなされることを十分予想していたとは到底考えられない」として公訴棄却を主張

11月 地裁判決「公訴棄却」→「黙秘権が告知できていない」

「黙秘権の告知に努めただけでは済まされない」

1988年 53歳

10月 広島高裁岡山支部で控訴審開始

1991年 56歳

9月 高裁判決「原判決破棄。地裁に差し戻し」

→通訳人「裁判長伝わりません。…14日間という期間だけは分かったようですが…全く伝わりません」に対して裁判官は「伝わらないと思うが、その点は弁護人が…」と閉廷となった（傍聴記者）

弁護側「法の下の平等、迅速な裁判を受ける権利の保障、適性手続きの保障」を主張して最高裁へ上告

渡辺氏の見解 聴覚障害者の方について、どのように公正な裁判を保障するのがいいのかという問題について …法律がなにも手立てをしていない。

その前提でどうやって正義を実現するのが妥当なのか…。法の建前
を守るための選択

1995年 60歳

2月 最高裁決定「上告棄却。高裁判決支持。地裁に差し戻し」補足意見で「被
告人の状態等により…裁判所による打ち切ることができる」

6月 地裁で差し戻し審開始

1996年

8月 鑑定書提出「黙りなさいは伝わっても、言いたくなければ黙ってもいいで
すよは伝わらない。しかし言語能力の回復の可能性はゼロとは
言えない」

1997年 62歳

2月 水谷弁護士意見書「公判は17年と異常に長期化。期待もできない訴訟能
力を待って刑罰権の公使の有無を検討するといった司法の
在り方が聴覚障害者にはどれだけ苛酷なものか。裁判を一日
も早く打ち切ることが司法の正義」

3月 身元引受人意見書「公判停止で能力の回復を待つなど無意味」

7月 地裁差し戻し審決定「公判手続停止」

弁護側、最高裁へ特別抗告

1998年 63歳

2月 最高裁、特別抗告棄却

1999年 64歳

8月 被告人、癌と診断される

9月2日 水谷弁護士「余命いくばくもない」と上申書

3日 岡山地裁が公判打ち切り（公訴棄却）を決定

12月16日 岡山市内の入院先で死去

◇高裁判決後のコメントより　弁護士　松本晶行氏　（大阪在住　ろう者）

被告人は、手話も口話も筆談もできない。言葉をもっていないことから特別なケー
スである。…今回は起訴状、黙秘権、裁判の手続きなど、全て被告人に伝えようがな
い。起訴状や黙秘権の告知の目的が何なのか…問題がシビアに問われている。黙秘権
は憲法上の権利である。普通のろう者は「言いたくなければ黙っていてもいい」にど
ういう意味なのかと混乱する場合がある。裁かなくてもいいのではないかということ
ではなく、その前に　裁けるかなと言う問題がある。…被告は教育権を保障され
ないまま、社会の中に放り出されて、社会の中で人間として触れ合いを保障されない
まま、言葉を待たずに暮らしてきた。そういう障害者がいるということ、それでいい
のかということが問われるべきである。

◇担当弁護士　水谷賢氏

憲法32条 「何人も、裁判所において裁判を受ける権利は奪われない」

憲法14条 「すべての国民は、法の下に平等であつて…」

実態として、実質保障されているかと言うと…制度がないのが実情と訴えた。

→裁判所法第 74 条では「裁判所では日本語を用いる」と定めている。

聴覚障害者をめぐる基本的な法の不備が、聴覚障害者にも本来開かれているはずの人権や尊厳を踏みにじっている。

◇渡辺顕修氏

…司法・裁判所の責任において、自分の裁判の意味を被告人に伝えることができない。裁判を続けておくことが、大きな不正義である。おっちゃんの病気がきっかけになって 決着がついた。…日本の刑事裁判にとっては、ひとつの大きな汚点として認識すべきです。…弱い者が刑事裁判に巻き込まれた時の権利保障をどうするのかという視点を絶対に逃してはならない。

訴訟能力がないことが明白な場合、裁判を打ち切ることとすると立法されなければならない。

→当時（1999 年）

ろう者裁判を通して見える刑事訴訟法、刑事手続きの不備について

- ・訴訟能力があるかどうかという手続きを立法で定めること
- ・ろう者に捜査と取調べ段階弁護人依頼権の保障していくこと
- ・司法場面で通訳保障制度の立法措置を伴って作り、通訳の資格認定制度設けること
- ・福祉関係者の立ち合いを認める規定をつくること

→おっちゃんの死から 10 年

- ・障害者のケアについては変わっておらず、立法の動きはない